

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

令和元年5月9日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「〇〇港の産業廃棄物に関する〇〇河川敷における違反者への河川法第77条法による資料等全部（H〇年度～H〇年度まで）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和元年5月22日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「〇〇川河川敷における違反者への河川法第77条指示について（平成〇年度から平成〇年度）の伺い書類一式」（以下「本件書類」という。）と公文書を特定した上で、条例第8条第1号及び第2号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和元年5月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

令和5年7月26日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

### 2 審査請求の理由

本来あるべき書類がない。事件に関する案件を特定したのに大半を抜き取ったので全部出せ。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

## 1 本件処分の理由

本件請求において、審査請求人が公開を求めている公文書に対し、実施機関が保管している文書は次のとおりである。

平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日に指示した文書である「〇〇川における河川法違反行為の原状回復について（指示）」であり、行為の内容が廃棄物の投棄等とあったため、実施機関は請求に対する対象公文書と特定した。

対象公文書は、河川法第 7 7 条第 1 項「河川管理者は、河川法に違反している者に対し、是正するために必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行わせることができる」による違反行為に対して原状回復に着手することを指示する指示書である。

特定した書類のうち、関係書類に含まれる法人の名称・代表者名・住所及び施設名称については、公にすることにより法人が不利益を受けるおそれがあり、個人の名称・住所・施設の名称、書留・特定記録郵便物等受領のお届け先の名前・お問い合わせ番号及びQRコードについては、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 8 条第 1 号及び第 2 号に該当する情報については非公開とし、その他の情報は公開した。

## 2 審査請求人の主張に対して

実施機関は特定した文書について、審査請求人に対して公開対象として特定した上でそれらの文書を公開したので、抜き取った文書はない。

## 第 5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日                                 | 内 容 |
|---------------------------------------|-----|
| 令和 5 年 7 月 2 6 日                      | 諮問  |
| 令和 6 年 1 2 月 2 3 日<br>第 3 部会（第 1 5 回） | 審議  |
| 令和 7 年 1 月 2 9 日<br>第 3 部会（第 1 6 回）   | 審議  |

## 第 6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件事案の対象公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件書類と特定して本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、あるべき書類がないと主張しており、実施機関が行った公文書の特定については争いがなく、特定した公文書の不足を主張していると解されることから、当審査会としては、実施機関の行った公文書の特定は妥当と判断し、以下、審査請求人がその存在を主張する公文書の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関の弁明によると、公文書を特定した上でそれらの文書を公開しているので、抜き取った文書はないとのことである。

審査請求人が主張する「あるべき書類」については、具体的な内容や根拠が示されておらず、「あるべき書類」の存在をうかがわせる事実を確認できなかったため、当審査会としては、当該文書の存在を認めることはできない。

## 3 非公開情報である条例第8条第1号及び第2号の該当性について

当審査会において、本件請求に係る公文書を見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号及び第2号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、これらの部分を非公開としたことについての実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

## 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿（50音順）

| 氏 名     | 職 業 等        | 備 考 |
|---------|--------------|-----|
| 岩 田 晴 美 | 四国大学生生活科学部教授 |     |
| 遠 藤 理恵子 | 弁護士          | 部会長 |
| 田 中 里 佳 | 公認会計士、税理士    |     |
| 橋 本 正 成 | 弁護士          |     |